

1. 学部等連係課程等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、審査プロセスの簡略化を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程)の例

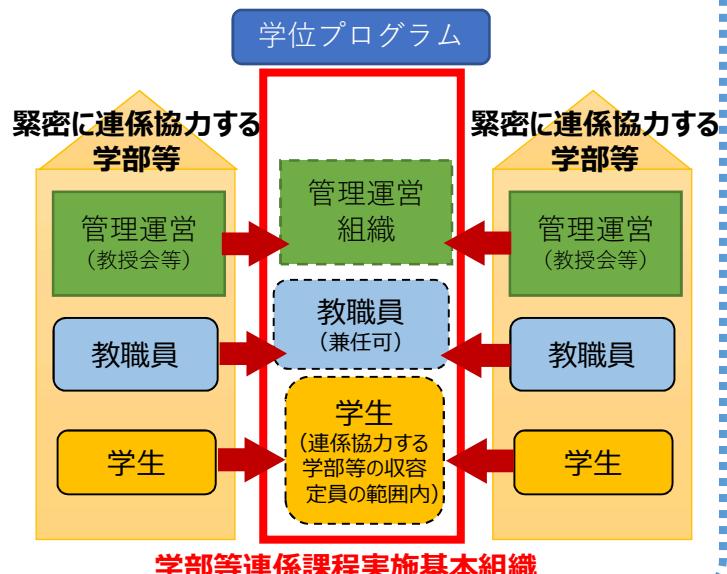
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（**実務家教員**）を大学に置く場合であって、当該教員が**1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合**、当該教員が**教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定**



大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるように、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する**履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする**
- ✓ **履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加**



社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、**体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付**することができる旨を規定



社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

公布の日（令和元年6月中予定）

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（案） 新旧対照表

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

		改正後	改正前
目次		目次	
第一章～第八章	【略】	第一章～第八章	【同上】
第九章 大学		第九章 大学	
第一節 【略】		第一節 【同上】	
第二節 入学及び卒業等（第一百四十四条～第一百六十三条の二）		第二節 入学及び卒業等（第一百四十四条～第一百六十三条）	
第三節・第四節 【略】		第三節・第四節 【同上】	
第十章～第十二章 【略】		第十章～第十二章 【同上】	
附則		附則	
第九章 大学		第九章 大学	
第二節 入学及び卒業等		第二節 入学及び卒業等	
第一百六十三条の二 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。	【条を加える。】	五百六十四条 第三節 履修証明書が交付される特別の課程	五百六十四条 第三節 履修証明書が交付される特別の課程
第六百六十四條 【略】	【同上】	第六百六十四条 【略】	【同上】
2～4 【略】	【同上】	2～4 【同上】	【同上】
5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。	5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。	6・7 【略】	【同上】
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

※条文案については今後技術的な修正を行う場合があります。

附 則（抄）

2 大学は、この省令による改正後の大学設置基準第四十二条の三の二の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とする目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができない。

改 正 後

改 正 前

		目次
	第一章～第九章 「略」	第一章～第九章 「同上」
第九章の二 の三(一)	学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条）	「目次を加える。」
第十章～第十四章 「略」	第十章～第十四章 「同上」	第十章～第十四章 「同上」
附則	附則	附則
	第三章 教員組織 （専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）	第三章 教員組織 （専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）
第十条の二	大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。	「条を加える。」
	第七章 卒業の要件等 （科目等履修生等）	第七章 卒業の要件等 （科目等履修生等）
第三十一条	大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。	大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
2	大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第一百五条に規定する特別の課程を履修する者（次項及び第四項において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。	「項を加える。」
3	科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。	科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。
4	大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合において、「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三	大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三

においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5||
〔略〕

第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

(学部等連係課程実施基本組織)

第四十二条の三の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育上支障を生じない場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

2| 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学部等（この条及び別表第一において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。

3| 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員の数、校舎の面積及び附屬施設の基準は、連係協力学部等のすべてがそれらに係る当該基準

をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4| 学部等連係課程実施組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施組織ごとに学則で定めるものとする。

5| 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第十章から第十三章まで、第三十九条、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」及び第三十六条第三項における「学科」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4||
〔同上〕

〔章を加える。〕

〔条を加える。〕

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係

<p>備考</p> <p>(1) イ 「表略」</p>	<p>備考</p> <p>一〇十一 「略」</p>	<p>十二 学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される教員数とする。</p>
---------------------------------	---------------------------	---

<p>備考</p> <p>(1) イ 「同上」</p>	<p>備考</p> <p>一〇十一 「同上」</p>	<p>〔号を加える。〕</p>
---------------------------------	----------------------------	-----------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改 正 後

改 正 前

		目次	目次
		第一章～第九章 「略」	第一章～第九章 「同上」
2		第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）	「目次を加える。」
2	〔略〕	第三章 教員組織 （教員組織）	第三章 教員組織 （教員組織）
		第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては当該研究科以外の基本組織、第三十条の二に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一・二 〔略〕	第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一・二 〔同上〕
	2	第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例 （研究科等連係課程実施基本組織）	〔章を加える。〕
		第三十条の二 大学院は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育上支障を生じない場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等（研究科又は研究科以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織（この条において「研究科等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。	〔章を加える。〕
研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究上支障を生			

じない場合には、前項に規定する二以上の研究科等（この条において「連係協力研究科等」という。）の教員であつて、第九条第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができる。

3 | 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。

4 | 第七条の三第二項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章、第十一章、第十二章及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程を実施する基本組織を含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

改正前

		目次	第一章 「略」	第二章 学科（第三条・第三条の二）	第三章～第十二章 「略」	附則	
		第二章 学科	（学科連係課程実施学科）				
3	2	第三条の二 短期大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育上支障を生じない場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科（この条の規定により置かれたものを除く。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科（この条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。）を置くことができる。					
4	3	学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学科（この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学科（この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学科（この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学科（この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育上支障を生じない場合には、前項に規定する二以上の学科（この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。	
5	2	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。	学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章、第十一章、第十二章、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第五章 卒業の要件等

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2|| 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程（この条において「特別の課程」という。）を履修する者（この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

「項を加える。」

3|| 科目等履修生に対する単位の授与について
は、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5|| 「略」

3|| 短期大学は、科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

「同上」

別表第一（第二十二条関係）

イ 「略」

「表略」

備考

一九 「略」

十 学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実

施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した教員数とする。

別表第一（第二十二条関係）

イ 「同上」

「同上」

備考

一九 「同上」

「号を加える。」

備考

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

※このほか、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）についても所要の改正を行う予定。

第五章 卒業の要件等

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2|| 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程（この条において「特別の課程」という。）を履修する者（この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

「項を加える。」

3|| 科目等履修生に対する単位の授与について
は、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5|| 「略」

3|| 短期大学は、科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

「同上」

別表第一（第二十二条関係）

イ 「略」

「表略」

備考

一九 「略」

十 学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実

施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した教員数とする。

別表第一（第二十二条関係）

イ 「同上」

「同上」

備考

一九 「同上」

「号を加える。」

備考

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件及び大学院に専攻」とに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示

◎平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）（抄）

改 正 後	改 正 前
一 大学の専攻科及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修	一 大学の専攻科における学修
二 学校教育法第百五条の規定により短期大学が編成する特別の課程における学修	「号を加える。」
三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
四 高等専門学校の課程（学校教育法第百二十三条において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を含む。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	三 高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
五 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
六 〔十二〕 「略」	五 〔十一〕 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

◎平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数）（抄）

改正後	改正前
<p>一～七 「略」</p> <p>八 研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を一の専攻とみなして、別表第一の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。</p>	<p>一～七 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【参照条文】

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第一百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たつては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一一部により体系的に編成するものとする。

- 2 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。
- 3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。
- 4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。
- 5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。
- 6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。
- 7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

◎大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（学部）

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適當な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。

（学部以外の基本組織）

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適當な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができます。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

(科目等履修生等)

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。
- 3 大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
- 4 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適當な人数とするものとする。

◎大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）（抄）

（研究科）

第五条 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適當な規模内容を有すると認められるものとする。

（研究科以外の基本組織）

第七条の三 学校教育法第百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適當な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な相当規模の教員組織その他諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものも含む。）に準ずるものとする。
 - 3 この省令において、この章及び第九条を除き、「研究科」には研究科以外の基本組織を、「専攻」には研究科以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の（一）に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
 - ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
 - 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の（一）に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

（収容定員）

第十条 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。

- 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。
- 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正

に管理するものとする。

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目的単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目的履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

◎短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）（抄）

(学科)

第三条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他の学科として適當な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

(学生定員)

第四条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

- 2 前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、第五十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示するものとする。
- 3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。
- 3 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮し

て、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第十条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(教員組織)

第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(専任教員)

第二十一条の二 教員は、一の短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができます。

(専任教員数)

第二十二条 短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第三十八条第一項に規定する共同学科（以下この条及び第三十一条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第三十九条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

◎大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）

(抄)

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

2～6 略

7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

7 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

8～12 略

「学校教育法施行規則等の一部改正」に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：平成 31 年 3 月 6 日（水曜日）～平成 31 年 3 月 15 日（金曜日）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵便、ファックス、電子メール

2. 意見総数

件数：3 通（すべて個人。大学教員 1 名、不明 2 名。）
(意見内容別件数：10 件)

3. 主な意見の概要

（学部等連携課程等関係）

- 横断的教育を推進させるため、学部・研究科等の組織の枠を越えて設ける教育研究上の組織に係る制度設計は必要不可欠であり、更に進めてほしい。
- 学部・研究科等の組織の枠を越えて設ける教育研究上の組織を設置した際、学部（学科）・教職員・学位プログラムの関係性を明確に示してほしい。
- 学部・研究科等の組織の枠を越えて設ける教育研究上の組織を設置する際の手続きについて可能な限り簡略化してほしい。
- 横断的教育を進めるために、最も効率的な方法としては、新たな教育組織を設置しなくとも、1人の教員が分野を超えてエフォート管理を行いながら、研究指導を行うことができる体制を整えることと考えている。このような柔軟な制度設計も早急に進めてほしい。

（リカレント関係）

- 履修証明プログラムの受講者は、正規の学生ではないため、現在通学定期券の対象となっていない。しかしながら、地方の大学等で開設していない内容の履修証明プログラムには、長期にわたって遠方から通学してくる履修生もあり、通学にかかる交通費が受講生の負担になっていることから、履修証明プログラム履修生に通学定期を適用できるように改正してほしい。
- 社会人に対する教育も積極的に採り入れて欲しい。
- 日曜日も社会人講座をやって欲しい。
- 安価にして欲しい。
- 社会人講座で取得した資格などが勤務先などに活かされるとなおよい。そのような連携もして欲しい。

（実務家教員関係）

- 実務家教員について「専攻分野における概ね 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員」と定める際に、現在概ね 20 年程度の教職経験が求められている教職大学院の実務家教員（元実務家の大学教員で十分な研究業績が有るものと除く）との棲み分けについて明確に示していただきたい。